

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度 (第2版)

日本共産党山口県議団がまとめた主な制度です。詳細は各問合せ先に連絡下さい(2020年5月15日現在)

住民向け

家計への支援

国 特別定額給付金

簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人当たり10万円を給付

- 市町から世帯主に郵送される申請書に必要事項を記入し、本人確認書類、振込先口座の分かるものを同封して、市町に返送します。 ※マイナンバーカードでの電子申請も可能です。
- 受付開始、給付時期、問合せ先は下記に。

	受付開始	給付開始	問合せ先		受付開始	給付開始	問合せ先
下関市	5月末	6月下旬	083-250-7860	美祢市	5月中旬		0837-52-5228
宇部市	5月25日	5月下旬	0836-34-8455	周南市	5月下旬	6月中	0834-22-8839
山口市	5月20頃		083-902-0921	山陽小野田市	5月中旬		0836-82-1121
萩市	5月下旬		0838-21-5030	周防大島町	5月中旬		0820-74-1000
防府市	5月21日		0835-25-2543	和木町	5月中旬		0827-52-2136
下松市	5月13日	6月上旬	0833-45-1770	上関町			0820-62-0311
岩国市	5月下旬		0800-200-0975	田布施町	5月中旬		0820-25-1330
光市	5月18日	5月下旬	0833-74-3015	平生町	5月4日		0820-56-7221
長門市	5月中旬	5月下旬	0837-27-0224	阿武町	5月3日		08388-2-3113
柳井市	5月14日	5月下旬	0820-22-2130				

※各市町のホームページより

県 緊急小口資金の特例貸付

各市町社会福祉協議会

- 休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計の維持のための資金を必要とする世帯への貸付
貸付上限額は10万円(個人事業主等は20万円)、1年据置、2年以内償還、無利子・保証人不要
※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯は償還免除できる場合もあります

市町 国民健康保険料(税)の減額・免除

詳しくは各市町の国民健康保険窓口
もしくは、右のQRコード参照

- 世帯の合計収入が前年比30%以上減少した場合、保険料を減額又は免除(合計所得1千万円以下)。
対象となる保険料は、納付期限が2/1～21/3/31までのもの
例＝前年合計所得266万円(給与収入400万円)の世帯で、今年30%以上、減収の場合は、
全額免除
※主たる生計維持者の失業、事業等の廃止の場合は、合計所得額に関わらず、全額免除



周南市 学校給食費支給事業

学校教育課・保健担当 0834-22-8543

- 就学援助認定世帯に対し、臨時休業期間も給食費相当額を支給(予算措置871万円)

防府市 子育て支援・飲食業活性化事業

地域交流部おもてなし観光課 0835-25-4547

- 市内で利用できる外食クーポン券を配布(中学生以下の子ども一人あたり1万円)

子育て世帯への臨時特別交付金

地域交流部おもてなし観光課 0835-25-4547

- 児童手当(所得制限超過により特例給付を受給している方を除く)を受給する世帯に対する支援(児童1人につき1万円)

宿泊促進・観光活性化事業

地域交流部おもてなし観光課 0835-25-4547

- 宿泊券とタクシー券がセットになった5,000円分のクーポン券を配布(市民含む3名以上のグループ)



国 持続化給付金 持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

- 売上が前年比 50%以上減少した中小・個人事業者に対する給付金(法人上限 200 万円、個人上限 100 万円)

県 営業持続化等支援金 商政課商工企画班 083-933-3110
個人は住所地、法人は本店所在地の商工会議所、商工会

- 県内で食事提供施設を営業する事業者(営業許可が飲食店、喫茶店)に対する支援金(1 事業者 10 万円)

山口市 店舗を賃借している飲食店への家賃補助 中小企業支援総合窓口 0120-36-3355

- 飲食店営業許可を持ち、店舗を賃借している事業者(3 カ月分の家賃として最大 30 万円)

小売業・飲食サービス業への支援金 中小企業支援総合窓口 0120-36-3355

- 小売、飲食サービス、生活関連サービス、観光関連業者に対する支援金(一律 20 万円)

宿泊事業者への支援金 観光交流課 083-934-2808

- 宿泊事業の継続等に取り組む宿泊事業者への支援金(一律 30 万円)

防府市 事業継続緊急支援金 商工振興課:0835-25-2147

- 飲食店、ホテル・旅館、タクシー、運転代行、貸切バス、旅行業、理美容業者に対する支援金(一律 20 万円)

福祉施設等における感染防止対策への支援 ▽子育て支援課 0835-25-2626
▽高齢福祉課 0835-25-2979
▽障害福祉課 0835-25-2338

- 感染防止対策に取り組む幼稚園、保育所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設に対する支援金(1 事業者あたり 10 万円)

周南市 店舗営業休業支援金 商工振興課 0834-22-8373

- 4/6 ~ 5/31 までの間、6 日以上営業を休業した店舗に対する支援(1 事業者 20 万円)

テイクアウト等営業支援金 商工振興課 0834-22-8373

- 3/1 以降、テイクアウト等を開始した飲食店に対する支援(1 事業者 10 万円)

福祉施設感染予防対策費給付金 高齢者支援課 0834-22-8467
障害者支援課 0834-22-8387

- サービス提供を継続する障害福祉サービスや高齢福祉サービス等事業所に対する給付金(1 事業所あたり 5 万円もしくは 10 万円)